

水質検査計画に基づく水質検査結果

簡易水道の水質（令和元年5月）

水源	種別	採水地点	基準値	旧勝田				旧大原			旧東葉倉			入谷水源			
				梶並浄水場				大原街水源			川上水源		東葉倉水源				
				大熊谷水源	木地山水源	津谷水源	浄水	第1水源	第2水源	第3水源	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
				原水	原水	原水	原水	取水口	取水口	取水口	取水口	取水口	取水口	取水口	取水口	取水口	取水口
水質基準項目	浄水基準値																
1 一般細菌	100以下				0				0		0		0		0		
2 大腸菌	検出されないこと				陰性				陰性		陰性		陰性		陰性		
3 カドミウム及びその化合物	0.005以下																
4 水銀及びその化合物	0.0005以下																
5 セレン及びその化合物	0.01以下																
6 鉛及びその化合物	0.01以下																
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下																
8 六価クロム化合物	0.05以下																
9 亜硝酸態窒素	0.04以下				0.004未満				0.004未満		0.004未満		0.004未満		0.004未満		
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下																
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下				0.407				0.518		0.838		0.914		0.362		
12 フッ素及びその化合物	0.8以下																
13 ホウ素及びその化合物	1以下																
14 四塩化炭素	0.002以下																
15 1,4-ジオキサン	0.05以下																
16 2,2,4,4,6,6,8,8,8-ノナフルオロジブチルエーテル	0.04以下																
17 ジクロロメタン	0.02以下																
18 テトラクロロエチレン	0.01以下																
19 トリクロロエチレン	0.01以下																
20 ベンゼン	0.01以下																
21 塩素酸	0.6以下																
22 クロロ酢酸	0.02以下																
23 クロロホルム	0.06以下																
24 ジクロロ酢酸	0.03以下																
25 ジブromoクロロメタン	0.1以下																
26 臭素酸	0.01以下																
27 過トリハロメタン	0.1以下																
28 トリクロロ酢酸	0.03以下																
29 プロモジクロロメタン	0.03以下																
30 プロモホルム	0.06以下																
31 ホルムアルデヒド	0.08以下																
32 亜鉛及びその化合物	1以下																
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下																
34 鉄及びその化合物	0.3以下																
35 銅及びその化合物	1以下																
36 ナトリウム及びその化合物	200以下																
37 マンガン及びその化合物	0.05以下																
38 塩化物イオン	200以下				4.0				11.3		4.6		6.7		2.6		
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下																
40 蒸発残留物	500以下																
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下																
42 ジェオスミン	0.0001以下	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**		
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001以下	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**		
44 非イオン界面活性剤	0.02以下																
45 フェノール類	0.005以下																
46 有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3以下				0.3				0.3		0.3未満		0.3未満		0.3未満		
47 pH値	5.8-8.0				7.0				7.0		7.1		7.0		7.2		
48 味	異常でないこと				異常なし				異常なし		異常なし		異常なし		異常なし		
49 臭気	異常でないこと				異常なし				異常なし		異常なし		異常なし		異常なし		
50 色度	6以下				0.5未満				0.5未満		0.5未満		0.5未満		0.5未満		
51 濁度	2以下				0.1未満				0.1未満		0.1未満		0.1未満		0.1未満		
水質管理目標設定項目																	
1 アンチモン及びその化合物	0.02以下																
2 ウラン及びその化合物	0.02以下																
3 ニッケル及びその化合物	0.02以下																
5 1,2-ジクロロエタン	0.004以下																
8 トルエン	0.4以下																
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1以下																
13 ジクロロアセトニトリル	0.01以下																
14 抱水コロラール	0.02以下																
15 農薬類	1以下				0				0		0		0		0		
19 遊離炭酸	20以下																
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下																
21 メチル・t-ブチルエーテル	0.02以下																
22 有機物等（過むか）酸分解消費量	3以下																
23 臭気強度(TON)	3以下																
27 腐食性(ランゲリア指数)	能力0																
28 従属栄養細菌	2000以下																
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1以下																
30 アルミニウム及びその化合物	0.1以下																
クリプトスポリジウム・ジアルジア																	
クリプトスポリジウム	検出されないこと								0		0		0		0		
ジアルジア	検出されないこと								0		0		0		0		
クリプトスポリジウム指標値																	
E. Coli	検出されないこと	2.0	60.5	27.9					8.4	26.2	4.1		74.9	48.0	5.2		
嫌気性芽胞菌	検出されないこと	0	0	0					41	0	51		0	3	1		
農薬類検査																	
ダイムロン	0.8以下				0.008未満				0.008未満	0.008未満	0.008未満		0.008未満		0.008未満		
ベンタゾン	0.2以下				0.002未満				0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		
イソプロチオラン(IPT)	0.3以下																
フェニトロチオン(MEP)(殺虫剤)	0.003以下																

1 過トリハロメタンは、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です。  
 2 ジェオスミンの正式名は、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オールです。  
 3 2-メチルイソボルネオールの正式名は、1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オールです。  
 4 検査結果が検出限界を下回る場合には、検出限界を数値で示し、「 未満」と表示します。  
 5 検査しない場合は「 」と表示します。  
 6 \* \* : 上記2,3の物質を産生する藻類の繁殖時期に併せて検査します。  
 7 農薬類検査は、岡山県での使用量や毒性、難分解性などの観点から選定した約100種類の農薬について使用時期に併せて検査を行います。  
 8 単位は、mg/Lです。なお、一般細菌、従属栄養細菌は集落数/ml、E. ColiはMPN/100ml、嫌気性芽胞菌は/100ml、pH値、腐食性は単位なし、色度、濁度は度。  
 9 クリプトスポリジウム指標値検査は、「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」の規定により行っています。